

令 04 原機（科保）124
令和 4 年 1 2 月 1 9 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

原子炉設置の許可に係る変更について（届出）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、
下記のとおり原子炉設置の許可に係る変更を届け出ます。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1
代表者の氏名	理事長 小口 正範

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

3. 変更の内容

令和2年8月21日付け原規規発第2008214号をもって原子炉設置変更許可を受け、令和3年1月27日付け令02原機(科保)127、令和3年3月31日付け令02原機(科保)158及び令和4年7月29日付け令04原機(科保)073をもって変更を届け出たSTACY(定常臨界実験装置)施設等の変更に係る工事計画について別紙のとおり変更する。

4. 変更の理由

STACY施設の工事計画について、工事の着工時期及び完了時期を見直したため。

以上

「6. 試験研究用等原子炉施設の工事計画」の変更

(変更前)

令和 (年度)		4				5				
		I	II	III	IV	I	II	III	IV	
STACY施設	使用済棒状燃料貯蔵設備					製作、検査				

(変更後)

年度		令和5年度												令和6年度					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
STACY施設	使用済棒状燃料貯蔵設備				製作、検査														

※令和5年度7月上旬に着工し、令和6年度6月末に完了